

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号						
許認可等の種類	臨時免許状の授与	根拠条項	第5条第6項						
審査基準	<p>1 検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）に定める関係書類を添付し、佐賀県教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 臨時免許状授与の審査は、次の事項について行う。（免許法第5条第6項）</p> <p>（1）普通免許状を有する者を採用することができない場合であること。</p> <p>（2）最終学校を良好な成績で卒業していること。</p> <p>（3）免許法第5条第1項各号に規定する欠格要件に該当しないこと。</p> <p>（4）教育職員としての適格性を有すること。</p> <p>（5）教育職員として勤務することが可能であること。</p>								
	受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間		NO	